山瓜川四八月取ノノイル傳(早景)	【味名·味名】 印氏珠·住氏体	
個人情報ファイルの名称	住民記録システム	
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主、5続柄、6戸籍の表示、7住民となった日、8住所、9住定日、10個人番号、11住民票コード、12在留資格情報	
記録範囲	山武市に住民登録を有する者、異動届出人、証明書申請者、閲 覧申出者、閲覧者、代理人、支援措置申出者、併せて支援を求 める者、加害者	
記録情報の収集方法	本人・他市町村からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 山武市総務部総務課	
	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	住民基本台帳法第14条第1項、第2項	
加工体机会工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

百匹[[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []		III LIKE LIKE	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課住民係		
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録に係る一切の事務を行うため		
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4登録状態、5印鑑登録番号、6身元確認方法、7異動日、8届出日、9異動事由、10抹消理由、11刻印文字、12印影		
記録範囲	印鑑登録をしたことがある者		
記録情報の収集方法	本人等からの申出による。 また、住民基本台帳の異動内容と連動し修正される。		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 山武市総務部総務課		
	(所在地)〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

		HICK ILION	
個人情報ファイルの名称	臨時運行許可台帳		
行政機関等の名称	山武市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民課住民係		
個人情報ファイルの利用目的	自動車臨時運行の許可及び番号標の返却管理を行うため		
記録項目	1 許可番号、2 許可年月日、3 番号標番号、4 氏名、5 車体番号、6 有効期限、7 返納年月日、8 取扱者、9 住所、10 車名、11 形状、12 運行の目的、13 運行の経路		
記録範囲	臨時運行許可申請をした者		
記録情報の収集方法	本人からの申出による		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山武市総務部総務課 (所在地) 〒289-1392 山武市殿台 296 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第 21 条第7項に該当す るファイル □有 <b>☑</b> 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

回入情報ファイルの名称	山风巾個人情報ノブイル海(中景)		川氏珠・尸耤保	
市民部市民課	個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム(戸籍事務)		
をつかさどる組織の名称	行政機関等の名称	山武市長		
記録項目    1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 木籍・図籍、6 家族状況、7 製族・絵柄		市民部市民課		
記録項目	個人情報ファイルの利用目的	本籍人の身分関係を登録公証するため		
記録情報の収集方法   戸籍の届出、他市町村からの通知	記録項目			
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	記録範囲			
古む   古む   古む   古む   古む   古む   古む   日、県、市町村、警察、検察庁、千葉地方法務局   日、県、市町村、警察、検察庁、千葉地方法務局   日、県、市町村、警察、検察庁、千葉地方法務局   日、県、市町村、警察、検察庁、千葉地方法務局   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	記録情報の収集方法	戸籍の届出、他市町村からの通知		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		含む		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	記録情報の経常的提供先	国、県、市町村、警察、検察庁、千葉地方法務局		
による特別の手続等				
(電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無  行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨  行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地  作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地  作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地  作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地  作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間  記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		戸籍法第 113 条から第 117 条まで		
<ul> <li>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</li> <li>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</li> <li>(実施なし)</li> <li>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</li> <li>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</li> <li>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</li> <li>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</li> </ul>	個人情報ファイルの種別	(電算処理ファイル) 政令第 21 条第7項に該当す		
組織の名称及び所在地 (実施なし)  作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 に録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨				
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 に録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 (実施なし)		(実施なし)		
する提案を受ける組織の名称及び所在地 (実施なし) 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 —	行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
する提案をすることができる期間 (実施なし) 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨 —		(実施なし)		
ているときはその旨		(実施なし)		
備考		_		
I .	備考			

山山田恒八佰報ノアイル海(単宗)	【課名・係名】巾氏課・尸耤係	
個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム(人口動態調	查事務)
行政機関等の名称	山武市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	人口動態を恒常的に把握するため	
記録項目	1整理番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5住所、6本籍・国籍、7職業、8家族状況、9親族・続柄、10婚姻歴、11居住状況	
記録範囲	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出をした者	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保健所、県、国	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 山武市総務部総務課 (所在地) 〒289-1392 山武市殿台 296 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☑無</li></ul>	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		
# B		